

裁判員経験の共有のために 守秘義務の緩和を求める 共同提言

< 共同提言 >

議論の自由を保障し、プライバシーを保護するという守秘義務の機能を維持しつつ、過度な守秘義務規定等による弊害を除去して、裁判員経験を共有するために、次のように裁判員経験者の守秘義務を緩和し、裁判員候補者の公表禁止規定を見直すことを提言します。

- ① 裁判員または補充裁判員であった者が評議に関して話しても発言者を特定しない方法であれば守秘義務違反にならないように裁判員法 70 条を改正すること。
- ② 裁判員候補者が過度に萎縮しないように、裁判員候補者の公表禁止規定を必要の範囲内までに見直すこと。
- ③ 守秘義務規定の解釈運用を変更し、裁判員経験者が原則自由に話せるようにすること。

< 提言の理由 >

1 守秘義務の緩和及び裁判員候補者の公表禁止規定見直しの必要性

(1) 守秘義務を緩和する必要性

裁判員法は、「評議の秘密」を守秘義務の対象としています（裁判員法 9 条 2 項、70 条 1 項）。評議の適切な守秘義務は、評議における自由な意見表明を保障する重要な機能を有しています。しかし、評議内容の全てを守秘義務の対象とすることにより、次のような重大な弊害が生じています。

- ①裁判員経験者の表現の自由が制限される。
- ②裁判員経験者に評議の内容が話せないという心理的負担を与える。
- ③評議における市民の視点からの意見や議論等の貴重な裁判員の経験の社会における共有化が妨げられる。
- ④評議が適正に進行運営されているかなど評議を検証するための材料が得られない。その結果司法への市民参加の制度である裁判員裁判について、国民の知る権利が著しく制限され、制度導入の趣旨である司法の国民的基盤も強化されず、裁判員制度による刑事裁判改善の議論が社会で活性化しない原因になっている。

そこで、評議についての守秘義務の必要な機能は確保しつつ、これらの重大な弊害を除去できるように守秘義務の緩和を行うべきだと考えます。

(2) 裁判員候補者の公表禁止規定見直しの必要性

自分が裁判員候補者であることを公にしてはいけないという公表禁止規定（裁判員法 101 条 1 項）があります。これは、裁判員候補者のプライバシーや生活の平穩を保護するための規定です。裁判員候補者であることが公になり、事件関係者から不当な働きかけを受けることなどがないように裁判員候補者を保護する規定です。

最高裁判所のホームページでは、「公にする」とは、「インターネット上のホームページ、ブログ及び SNS 等で公表するなど、裁判員候補者であることを不特定多数の人が知ることのできる状態にすることをいいます」とされています。「裁判員候補者自らが、自己の氏名が明らかとなっている状態の名簿記載通知の写真をインターネット上に掲載するなどの行為も、『公にする』ことにあたりますのでご注意ください。」とされています。

一方、休暇を取ったり、相談をしたりするために会社の上司や同僚、家族に話をし、書類を見せることは問題ないとされています。もっとも、裁判員候補者にとって、その線引きは容易ではありません。仕事上の取引先はどうだろうか、職場のどの範囲の人まで話せるのだろうかなど、具体的に考えると疑問が出てきます。

この公表禁止規定によって、秋口に全国一斉に発送される裁判員候補者名簿に記載された旨の通知を受け取ったことを自ら公にすることが禁止されています。自分でも裁判員候補者であることを公にすることが禁止されることで、裁判員制度について知りたいはずの多数の市民が萎縮し、広く情報収集する道が閉ざされ、裁判員制度から遠ざけられるという重大な弊害があります。裁判員候補者の公表禁止規定の趣旨である裁判員候補者の安全を確保しながら、弊害を除去するための見直しを行うべきだと考えます。

(3) 裁判員経験を共有する必要性

制度開始当初から守秘義務の緩和の必要性が論じられ、私たちは制度開始 10 年にあたる 2019 年には裁判員法 70 条 1 項の見直しに関する共同提言を行いました。しかし、残念ながら今日まで守秘義務規定の見直しは行われていません。

この間、裁判員候補者の辞退率は、制度開始時の 53.1% から上昇傾向で 66.3% (2020 年) までなり、裁判員候補者の選任手続への欠席率は制度開始時の 16.1% から大きく上昇し、30.3% (2020 年) となっています。また、2020 年に選定された裁判員候補者は 10 万 4205 人で、そのうち選任手続期日に出席した裁判員候補者は 2 万 4798 人であり、選定された裁判員候補者のうち実際に裁判所で行われる選任手続に出席する率は 23.8% にすぎず、76.2% の人々は選任手続に現

れていません。これらは裁判員制度に対する参加意欲が低下し、そのことが選任手続にも影響していることを示しています。

他方、最高裁判所のアンケートでは、裁判員経験者の 95%以上が裁判員の経験を「よい経験と感じた」と答えています。しかし、この「よい経験」がどのようなものなのかは、次に裁判員になるかもしれない市民に伝わっていません。

また、最高裁判所による『裁判員制度の運用に関する意識調査』では、「あなたが裁判員に選ばれるかもしれないとして、参加意欲を高めるために必要な情報はどれですか」という質問があり、40%の人が「裁判員として実際に裁判に参加された方の具体的な体験談」を選択しています。

裁判員候補者の参加意欲の低下という傾向の下で、裁判員経験の共有が制度への参加意欲を高めるきっかけになることが期待されます。市民参加の制度の根底に関わる辞退率等の改善のためにも、守秘義務の緩和と候補者の公表禁止規定を見直し、裁判員の経験をより広く共有していくことが大切だと私たちは考えています。

2 守秘義務の緩和に関する提言

(1) 守秘義務の範囲を限定する

発言者を特定して評議での意見の内容を漏らすことがあると自由な意見が述べにくくなるおそれがあります。また、事件関係者のプライバシーに関する事項や裁判員の名前など職務上知り得た秘密は、プライバシー保護の観点から引き続き守秘義務の対象にする必要があります。なお、ここで発言者を特定した意見とは、発言者自身の意見を含みます。これらの事項が守秘義務で守られていれば、それ以外は原則自由に話せるようにすべきです。そうすれば、上記の重大な弊害を除去することができます。具体的には、裁判員または補充裁判員であった者が評議に関して話しても発言者を特定しない方法であれば守秘義務違反にならないように裁判員法 70 条を改正すべきです。

(2) 裁判員候補者の公表禁止規定を見直す

裁判員候補者への通知は 2 回あります。1 回目は秋口になされる最高裁判所からの翌年の 1 年間の裁判員候補者名簿に記載された旨の通知です（以下「名簿記載通知」といいます）。2 回目の通知は、その名簿の中から翌年具体的に各地方裁判所から事件が特定してから事件の 6 週間前までに送られる選任手続期日のお知らせ（呼出状）です（以下「選任手続期日のお知らせ（呼出状）」といいます）。

1 回目の名簿記載通知の段階では、裁判員候補者が実際に担当する事件は特定されていません。名簿に載る裁判員候補者の数は年間約 23 万人で、全国一斉に発送されます。そのため、その人が裁判員候補者になったことが分かっただけで、事件関係者から不当な働きかけをされる危険性は極めて低いと言えます。一方

で、名簿記載通知が届いた段階で裁判員候補者であることを自ら公表することが禁止されていると、裁判員候補者が萎縮し、裁判員制度から遠ざけてしまうという重大な弊害があります。そこで、1回目の名簿記載通知が届いた段階では、裁判員候補者であることを自ら公表することを可能にすべきだと考えます。自分が裁判員候補者となったことを周囲に伝えることができれば、裁判員候補者自身はもちろん、まわりの市民にとっても裁判員制度について知り、考える機会が増えることとなります。また、裁判員経験者と裁判員候補者、あるいは裁判員候補者同士が交流することが行いやすくなります。このような機会が毎年生み出されることで、多くの市民が裁判員制度について理解を深めることができるようになります。

2回目の通知である選任手続期日のお知らせ（呼出状）が届いた段階では、事件が特定されていますので、呼出状の発送を受けたことは公表禁止とすべきです。裁判員候補者を守るためには、選任手続期日のお知らせ（呼出状）の発送を受けたことを公にしてはいけなるとすれば十分です。

公表禁止規定の弊害をなくし、かつ裁判員候補者の安全を守るために、裁判所から具体的な日時が指定された選任手続期日のお知らせ（呼出状）を受け取ったことを公表禁止に変更するように、公表禁止規定を見直すべきです。

(3) 解釈運用による守秘義務の緩和

上記(1)及び(2)は法改正が必要ですが、上記1(1)の弊害を除去して、更に裁判員候補者の辞退率上昇、出席率低下という事態を速やかに改善するために、解釈運用による守秘義務の緩和を提言します。

守秘義務は「評議の秘密」と「その他職務上知り得た秘密」を外部に漏らしてはいけな義務です。現在は、裁判員と裁判官との評議に関する出来事は包括的に「評議の秘密」に含まれるとされています。現状では評議の内容は一切はなせない、「感想」を述べることはできても、具体的な出来事を話すことができないため、裁判員経験について話すこと自体を躊躇すると言う裁判員経験者もいます。しかし、守秘義務の規制理由に具体的に反する場合のみ裁判員法70条の「評議の秘密」に該当すると解釈すれば、解釈運用によって守秘義務の緩和が実現できると考えます。私たちは、守秘義務の範囲を定める「評議の秘密」を合理的かつ厳格に解釈運用して、裁判員経験者が評議の経験を原則自由に話し、例外的にプライバシー情報や具体的に誰がどのような意見を述べたか、評決の数はいくつだったかなどを守秘義務で話してはいけなと解釈運用することを提言します。

裁判員法70条は、「それぞれの裁判官及び裁判員の意見並びにその多少の数」と「評議の経過」を合わせて「評議の秘密」と規定しています。以下、現行の裁判員法70条の文言のままでも、守秘義務の具体的な規制理由がある場合に限って「評議の秘密」にあたると合理的かつ厳格に解釈することが可能な理由を説明

します。

(ア) それぞれの裁判官及び裁判員の意見

守秘義務のもっとも重要な規制理由は「自由な議論の保障」(規制理由①)です。この規制理由①に反することになるので、発言者を特定して評議で誰がなにを言ったかを開示することは禁止にする必要はあります。他方、発言者を特定しないで、このような意見もあったと開示することは、規制理由①に触れません。また、もう一つの規制理由とされる「裁判への信頼」(規制理由②)にも反しません。したがって、「評議の秘密」のうち「それぞれの裁判官及び裁判員の意見」にあたるのは発言者を特定した場合に限ると厳格に解釈するのが合理的です。このような解釈運用を行えば、裁判員経験者の発言は原則自由となります。この解釈運用だけでも実現できれば、「評議でこんな意見もありました」という評議の裁判員の具体的発言が公表できて、周囲にも話す内容も格段に増え、記者会見も感想だけでなく内容があるものになると考えられます。

(イ) 意見の多少の数

次に、裁判官及び裁判員の意見の「多少の数」についてですが、評議における意見の多少の数が開示されても、だれがどの意見であったかが開示されなければ規制理由①に反しません。規制理由②の裁判への信頼については、意見の多少の数は秘密にする方が信頼が守られるという見解がある一方で、開示した方が透明性が高まり信頼が守られるという見解もあります。裁判員法は評議で全員一致ではなく多数決によって評決することを前提としていますので、規制理由②に反するのは、多少の数を具体的に開示した場合に限ると厳格に解釈すべきです。「多少の数」は「3対6」など具体的な数を意味していると解釈することは条文の文言にも反しません。この解釈であれば、反対意見があったことは守秘義務違反にならずに明らかにすることができます。例えば、死刑判決に反対であった裁判員経験者は、評決で反対意見があったことだけは言えるようになります。

(ウ) 評議の経過

評議の「経過」を抽象的に広く評議室で起こった全ての出来事と解釈してしまえば、評議の場で体験したことを述べることは包括禁止になります。しかし、評議の「経過」の解釈でも規制理由①及び②に具体的に反する場合に限定して評議の「経過」にあたると厳格に解釈すべきです。

まず、形式的な評議の進行(自己紹介の有無、裁判員の呼び方など)、量刑グラフや付箋の使用について話しても、規制理由①及び②に反しないことは明らかです。実際に各地方裁判所で実施されている裁判員経験者との意見交換会でも度々話されています。

次に、評議においては、多数決で評決することを前提としており、意見が割れ

ることや議論が白熱することは想定範囲内ですので、意見が割れたことや議論が白熱したことを開示しても規制理由②にも反せず、裁判への信頼を損なうことはないはずです。また、裁判員制度は多彩な市民の意見を反映するために導入された制度ですから、意見が割れることや議論が白熱することは、むしろ制度趣旨に沿う状況であり、これを明らかにすることで規制理由①及び②に反することになりません。

評議の「経過」が守秘義務の対象となるのは、具体的に規制理由①または②に反することが明白な場合に限定すべきです。評議の「経過」については、原則として自由に話して良いとして、各事件の評議の状況に応じて規制理由①または②に反することが明白な場合には例外的に守秘義務を負うと裁判所が説明し、運用すれば、裁判員経験者は評議の流れや出来事について原則として自由に話すことができるようになります。過度な守秘義務の弊害を除去するためにも評議の「経過」を合理的かつ厳格に解釈運用することは重要なことだと考えます。

なお、記者会見等で経験を述べる機会があることも重要です。その際には裁判員経験者の顔や名前などの個人情報保護に対する配慮も必要です。

このようにすれば、裁判員経験者は自らの経験を積極的にまわりの人たちに伝えることができるようになります。法改正を待たずに裁判所が率先して守秘義務緩和の解釈運用の方針を示して、裁判員経験の共有ができるように進めていくべきです。アメリカの陪審制度では陪審員は自由に話せるとされていますが多くの裁判官は「これから陪審員になるかたの為に 誰がなにを言ったかは話さないようにしてほしい」と注文して陪審員もこれを守っているとのこと。この状況を日本でも解釈運用で実現できることとなります。

以上のとおり、裁判員経験を共有するために、①守秘義務の範囲を限定する裁判員法の改正を行うこと、②裁判員候補者の公表禁止規定の見直すこと、③解釈運用により守秘義務緩和を行うことを提言します。

2021年5月15日

裁判員経験者ネットワーク

一般社団法人裁判員ネット

裁判員ラウンジ

陪審裁判を考える会

(お問い合わせ先)

裁判員経験者ネットワーク（共同代表世話人 弁護士牧野茂）

E-mail : makino@fair-law.jp FAX : 03-3500-5331（フェアネス法律事務所）

一般社団法人裁判員ネット（代表理事 弁護士大城聡）

E-mail : info@saibanin.net FAX : 03-3255-8876（東京千代田法律事務所）